

第4章 計画の理念と体系

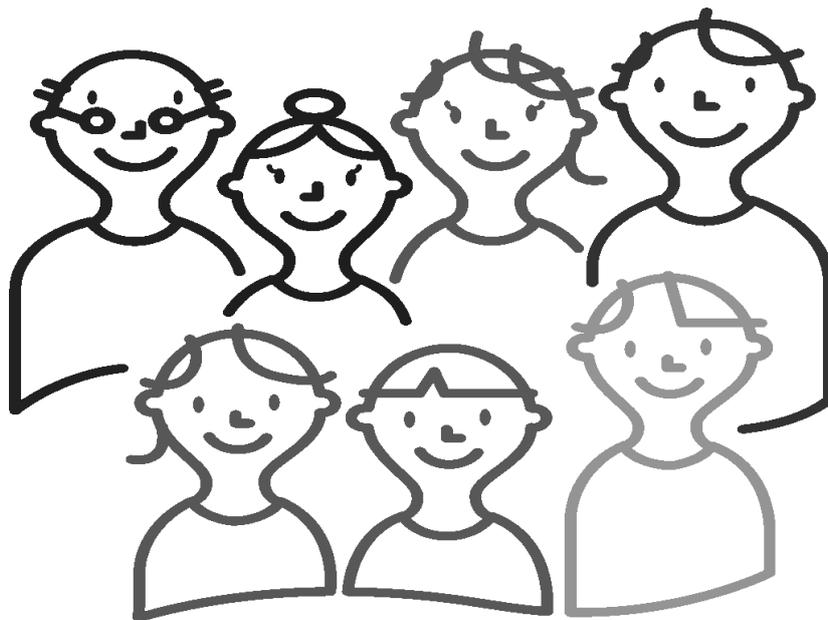
1. 基本理念

本市では、これまでの計画において「男女共同参画社会の実現」を目指した施策・事業を展開してきました。引き続き、男女共同参画社会基本法の理念を基に、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、誰もが一人の人間として自分らしく心豊かに生活できる社会をつくるため、前計画の「男女共同参画社会の実現」を引き継ぎます。

これまでの取組を参考にしながら、本計画を着実に実行していくことで、基本理念の実現に向けた様々な施策・事業をさらに推進していくこととします。

《本計画の基本理念》

男女共同参画社会の実現



2. 基本目標

本計画で目指す基本理念を実現するため、次の4つの基本目標を設定して男女共同参画の施策・事業を推進します。

基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

男女共同参画の推進には、性別等にかかわらず人権の尊重と男女共同参画の正しい理解を進めることが必要です。そのため、市民に対して各種啓発活動や学校教育等により男女共同参画に関する意識醸成を図るとともに、市役所が率先して男女共同参画の実現に資する取組を進めます。

基本目標2 あらゆる分野での女性活躍の推進

「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」、「女性活躍推進法」の施行により、社会全体での女性活躍推進の動きは拡大している一方、核家族化の進行と共働き世帯の増加により、子育て世帯に対する支援の強化や、男性の家庭生活への参画が求められます。そのため、性別等にかかわらず能力を発揮しやすい職場づくりを進めるとともに、仕事と生活の両立ができるよう支援します。

また、市の政策や地域での方針の決定過程において女性の参画を推進し、性別にかかわらず多様な意見を反映します。

基本目標3 男女間の暴力のない社会づくり

配偶者や交際相手からの暴力を指すDV（ドメスティック・バイオレンス）、性暴力・性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント^(※)等の被害者の多くは女性で、その根底には女性の人権の軽視があると言われています。一方、男性に対する暴力も認識されつつあります。性別に起因する暴力は、心身を傷つける深刻な問題で、その根絶は、誰もが対等な社会の構成員であるために克服すべき重要な課題です。

特にDVは、犯罪となる行為も含む重大な人権侵害で、家庭内等で行われるため、発見が困難な上に、加害者に罪の意識が薄く、暴力がエスカレートして被害が深刻化する傾向にあります。

このような状況を改善していくため、まずはDVを正しく理解し、社会の協力が得られるように、意識啓発や情報提供、若年層への予防教育を推進します。

また、被害者が安心して相談できる窓口の整備や、被害者の安全確保、自立に向けた支援の充実等、庁内の部署や庁外の関係機関で連携を強化しながら、男女間の暴力のない社会の実現に取り組みます。

基本目標4 安全・安心な社会づくり

男性の視点に偏りがちな防災分野において、性別等にかかわらず責任と役割をもって取り組むため、女性視点の反映や女性の積極的な参画の促進に努めます。

また、男女が生涯を通じていきいきと過ごすためには、心身の健康を保つことが重要です。性別等にかかわらず、生涯にわたる心身の健康について様々な支援を実施します。

さらに、ひとり親家庭、高齢者、障がい者（児）、外国人や性的マイノリティ等、あらゆる状況の様々な立場の人が自立し、安心して暮らすことができるまちづくりを進めます。

女性であることにより生活上の困難な問題を抱える女性に対しては、それぞれの意思を尊重しながら、心身の状況等に応じた最適な支援が受けられる体制を充実していきます。

3. 計画体系

◆計画の基本理念◆

男女共同参画社会の実現

基本目標	施策
1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	1-1 固定的な性別役割分担意識の解消
	1-2 幼少期からの男女共同参画意識の形成
	1-3 市役所での取組強化
2 あらゆる分野での女性活躍の推進 ※唐津市女性活躍推進計画(第3次)	2-1 職場における男女共同参画と女性活躍の推進
	2-2 農林水産業、商工自営業における男女共同参画の推進
	2-3 政策・方針決定過程への女性の参画促進
	2-4 ワーク・ライフ・バランスの推進
3 男女間の暴力のない社会づくり ※唐津市DV被害者支援基本計画(第4次)	3-1 男女間のあらゆる暴力の根絶
	3-2 相談体制の整備と被害者支援の充実
	3-3 被害者の保護・支援に向けた関係機関との連携強化
4 安全・安心な社会づくり	4-1 地域防災における男女共同参画の推進
	4-2 生涯を通じた心身の健康支援
	4-3 誰一人取り残さないための支援
	4-4 困難な問題を抱える女性への支援 ※唐津市困難な問題を抱える女性への支援基本計画

第5章 施策の展開

基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

1-1 固定的な性別役割分担意識の解消

【施策の方向】

制度や慣行等、社会の様々な分野にいまだに根強く残っている固定的な性別役割分担意識を解消するため、男女共同参画に関する意識の浸透や理解の促進に努める必要があります。

多様な媒体による広報や講座の実施等により、市民が男女共同参画の意義を理解し、社会制度や慣行の見直しにつながる啓発活動に取り組みます。

【具体的な施策】

①男女共同参画の意識啓発と情報提供

主な取組	内容	担当課
フォーラム、講演会などの開催	○男女共同参画推進フォーラムへの支援、男女共同参画講演会などを行う。	男女共同参画課
	○人権に関するフォーラムを開催する。	人権・同和対策課
	○人権標語を募集する。 ○公民館、地域、企業などで人権・同和教育研修や講座を開催する。	生涯学習文化財課
広報・啓発の促進	○男女共同参画週間、人権週間などの強調期間を中心に、市報、行政放送、ホームページなどで啓発を行う。	男女共同参画課 人権・同和対策課 生涯学習文化財課
男女共同参画の視点に立った広報の実施	○市が発行する広報物及び広報媒体において、男女共同参画の視点に立った表現とする。	広聴広報課
様々な手段を活用した意識啓発と情報発信	○配布物には市のホームページなどにつながるQRコードを付ける、企業や関係団体などの組織力を活用するなど、情報発信の方法を工夫する。	男女共同参画課
	○男女共同参画に関するパネルやチラシなどの情報発信コーナーを常設する。	
	○人権パネルや、人権作文の掲示を行う。 ○人権啓発懸垂幕を本庁・各市民センターに設置する。	人権・同和対策課

主な取組	内容	担当課
関連図書の展示・貸出	○男女共同参画コーナーを常設し、関連図書の展示・貸出を行う。 ○関連する出版物を積極的に収集し、男女共同参画課や市民に紹介する。	近代図書館

②男女共同参画に関する調査、情報収集

主な取組	内容	担当課
男女共同参画に関する調査の実施と情報収集	○国、県や民間の調査機関の統計や調査結果などを活用し、男女共同参画を取り巻く情勢を把握する。	男女共同参画課

1-2 幼少期からの男女共同参画意識の形成

【施策の方向】

次代を担う子どもや青少年に対して男女共同参画に関する意識を形成するためには、幼少期から男女が互いの人格や個性を尊重して協力し合う心を養うことが重要です。

そのため、家庭や地域において、男女平等の視点に立った学びの機会を提供するとともに、子どもたちが互いの人権を尊重して男女共同参画の意識を醸成できるよう、学校教育における男女共同参画の推進に取り組みます。

【具体的な施策】

①家庭や地域での男女共同参画の推進

主な取組	内容	担当課
家庭にかかわる意識の形成	○男性の家事・育児・介護参画を促進する講座を開催する。 ○家族のコミュニケーションを高める講座を開催する。	男女共同参画課 生涯学習文化財課
	○父親向けのミニブック（冊子）を母子健康手帳交付時に配布し、子育ての意識啓発を行う。	保健医療課
市民団体と連携した学習機会の提供	○各団体などが開催する集会などと併せて、出前講座を開催する。	男女共同参画課

主な取組	内容	担当課
こどもの体験活動にかかわる地域のリーダー、子育て世代の親などへの男女共同参画の啓発	○地域活動の核となる公民館事業において、すべての講座に誰でも参加できるよう周知し、男女共同参画の意識向上に努める。	生涯学習文化財課
青少年の相談窓口の整備	○6歳から19歳までの青少年とその家族の心の問題の相談や支援を行う。	生涯学習文化財課

②学校等での男女共同参画教育の推進

主な取組	内容	担当課
教職員の意識向上の推進	○固定的な性別役割分担意識にとらわれない学校運営に努めるよう、校長研修会・教頭研修会などを通じて指導する。 ○男女共同参画の意識向上に向けた各種研修への参加を呼びかける。 ○女性リーダー育成に向けた意識づけを行う。	学校教育課
学校での人権・男女平等教育の推進	○各学校に対して、人権教育や道徳教育などにおいて男女共同参画の学習機会の充実を推進する。	学校教育課
	○人権意識を高め、男女平等であることを低学年から身に付けられるように人権標語、人権ポスターを募集する。 ○中学校子育てサロンなどを通して、人権・男女平等教育の機会を作り、男女関係なく育児や保育を学ぶとともに、命の尊さなどを考える場を提供する。	生涯学習文化財課
	○学校で開催するこども、保護者、教職員を対象とした研修会向けの補助教材や、講座の情報を提供する。	男女共同参画課

1-3 市役所での取組強化

【施策の方向】

男女共同参画社会の実現に向けて、その考え方を具体化するためには、職員一人ひとりが男女共同参画の意義や必要性の理解を深め、率先して行動することが重要です。

このため、職員に対する啓発と男女共同参画意識の徹底・向上に取り組めます。また、職員の意識向上をより具体的・実践的に進めるため、ワーク・ライフ・バランスの推進や管理職への女性の登用促進等、唐津市特定事業主行動計画^(※)に基づき、男女共同参画の模範となる組織づくりに取り組めます。

【具体的な施策】

①男女共同参画の意識向上と女性活躍の推進

主な取組	内容	担当課
男女共同参画の意識の徹底、向上	○職員の男女共同参画意識の徹底に向けた啓発・研修を行う。	人事課
管理職の女性職員登用の促進	○キャリアアップのための研修等によりキャリア形成を支援するとともに、意欲や能力に応じた適正な配置に努める。	人事課
セクシュアル・ハラスメントなどの被害者相談窓口の整備・周知	○職員相談員による相談受付など相談窓口の充実及び周知を行うとともに、職場環境の整備を行う。	人事課
ワーク・ライフ・バランスの推進	○事務の効率化・簡素化、時間外勤務の縮減、休暇取得率の向上、早出遅出勤務の活用など働き方の見直しと、仕事と家庭・地域生活を調和する取組を進める。	人事課

基本目標 2 あらゆる分野での女性活躍の推進

2-1 職場における男女共同参画と女性活躍の推進

【施策の方向】

「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」等の施行に伴い、男女がともに働き続けられる条件が整備されつつあります。性別等にかかわらず個人の能力を十分に発揮できるよう、雇用の機会均等と待遇の確保等、職場環境の充実が求められます。そのため、「働き方改革関連法」等関係法令の情報提供をはじめ、事業所への広報や周知啓発に努め、柔軟な働き方を選択できる職場づくりを啓発します。

また、あらゆるハラスメント（セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント^(※)、マタニティ・ハラスメント^(※)、SOGIハラスメント^(※)等）は、性別や年齢等を問わず重大な人権侵害です。ハラスメントに関する相談窓口の設置や、社内規定でハラスメント防止措置等に取り組んでいる市内の企業もありますが、取組を進めることができていない企業も少なくありません。誰もが快適に働ける職場環境づくりのために、ハラスメント行為防止の啓発等に取り組みます。

【具体的な施策】

①男性中心型労働慣行等の見直しと女性の登用促進

主な取組	内容	担当課
広報・啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○男女雇用機会均等法、パートタイム労働法などの広報を行う。 ○女性の結婚・出産などを理由とする不利な扱いなど、差別的慣行の撤廃を推進する。 ○男女を問わない育児・介護休業制度などの普及や休暇を取りやすい職場環境づくりの啓発を行う。 	商工振興課
	<ul style="list-style-type: none"> ○経営者や管理職の意識改革に向けた啓発や情報提供を行う。 	男女共同参画課
企業の取組促進に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ○女性の管理職登用や従業員の子育て・介護支援などの先進的な取組事例を市ホームページで発信する。 	男女共同参画課
	<ul style="list-style-type: none"> ○女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定に関する情報提供を行う。 	商工振興課 男女共同参画課

②ハラスメント防止対策の推進

主な取組	内容	担当課
ハラスメント防止対策の啓発・情報提供	○職場での各種ハラスメント防止対策の啓発や情報提供を行う。	商工振興課 男女共同参画課
企業への人権教育啓発の推進	○企業における身近な人権問題である「セクハラ」、「パワハラ」、「女性」、「高齢者」、「性的マイノリティ」、「同和問題」そのほかの人権問題について、正しい理解と認識を得るために研修会などを開催する。	人権・同和対策課 生涯学習文化財課

2-2 農林水産業、商工自営業における男女共同参画の推進

【施策の方向】

男性と同様に女性もまた農林水産業や商工自営業において重要な役割を担っています。しかし、農林水産業や商工自営業に従事する人は、仕事と日常生活の区別がつけにくく、特に女性は家事等の役割も担うことが多いため長時間労働になりやすくなっています。また、性別や世代による固定的役割分担意識や男性上位の慣習・慣行がいまだに根強く残っており、経営や意思決定過程に女性が参画することが難しくなっています。このため、女性が男性と対等に経営や意思決定過程に参画できるよう、性別や世代による固定的役割分担意識の解消や、女性の技術・能力向上に向けた情報提供等に努めます。

さらに、子育てや介護等で離職した女性の再就職に向けて、職業訓練等の能力開発や求人等の情報提供を行います。

そのほか、女性が起業する際の課題として、家事や育児・介護との両立に加えて、ビジネスにおける知識や経験が不足していること等が考えられます。このため、起業に関する制度や相談窓口の情報提供等、起業に必要な支援に取り組みます。

【具体的な施策】

①働きやすい労働環境の整備促進と経営への女性の参画推進

主な取組	内容	担当課
労働環境の整備促進	○農林漁業従事者の労働時間の適正化や定期的な休日取得など、職場環境の整備を助言・指導する。	農政課 農地林務課 水産課
	○家族経営協定の普及や締結の支援を行うとともに就業規則の改善を推奨する。	農政課 農業委員会

主な取組	内容	担当課
女性の参画促進に向けた情報提供	○国や県が主催する女性の経営参画促進に向けた講座などの情報提供を行う。	商工振興課 男女共同参画課

②女性の就業・起業支援

主な取組	内容	担当課
再就職やスキルアップに関する情報提供	○関係機関と連携して就職・再就職・就業継続に関する支援制度などの情報提供を行う。	就業推進室 男女共同参画課
	○再就職支援セミナー、能力開発セミナーなどの情報提供を行う。	就業推進室 男女共同参画課
起業に関する情報提供	○起業支援に関する情報や融資制度などの情報提供を行う。	商工振興課
	○経営の多角化・複合化や6次産業化を促進する能力開発、起業支援に関する情報提供を行う。	農政課
起業・経営相談窓口の開設	○起業前から事業拡大まで、経営上の問題解決に向けた相談窓口を開設し、支援する。	商工振興課
スキルアップの促進	○経営の多角化・複合化や6次産業化を促進する能力開発、起業支援に関する情報提供を行う。	農政課

2-3 政策・方針決定過程への女性の参画促進

【施策の方向】

多様な視点や価値を反映した社会を実現するため、性別等にかかわらず多様な意見を反映できる環境を整えていく必要があります。

女性自身も様々なレベルの意思決定過程に参画し、社会的・経済的・政治的な状況を変えていく力を持つことができるよう、各種審議会等委員への女性登用を進めるとともに、女性人材の育成等を支援することで、あらゆる分野での女性参画の促進に取り組めます。

【具体的な施策】

①公的審議会等への女性委員の登用促進

主な取組	内容	担当課
女性委員登用に向けた意識啓発	○女性委員の登用が進まない審議会等に委員候補者の情報を提供するなど、登用を働きかける。	男女共同参画課
唐津市女性人材バンク登録者の拡大	○審議会等への女性委員候補として唐津市女性人材バンクの登録者の拡大に努める。	男女共同参画課

②あらゆる分野における女性の参画促進

主な取組	内容	担当課
人材育成や女性参画促進のための講座や研修などの開催と情報提供	○あらゆる分野に女性が積極的に参加できるように、人材育成に向けた講座や研修の開催や情報提供を行う。	男女共同参画課
男女共同参画を推進する市民グループ、団体などとの連携強化	○地域で活動する団体と連携を強化して、公民館などで男女共同参画に関する講座を開催する。	生涯学習文化財課

2-4 ワーク・ライフ・バランスの推進

【施策の方向】

性別等にかかわらず互いに支え合いながら円満な家庭生活を過ごすためには、職場での長時間労働の解消や育児休業・介護休業等の取得促進、フレックスタイム^(※)制度や在宅勤務の導入等、柔軟な働き方ができる環境づくりが大切です。

男女がともに家族の一員として責任を担いながら、職業生活と家庭生活を両立させることができるよう、ワーク・ライフ・バランスの意識啓発や情報提供を行います。また、育児、介護や病気の療養をしながら安心して働き続けられるよう、子育て支援・介護支援等の更なる充実に取り組みます。

【具体的な施策】

①ワーク・ライフ・バランスの意識啓発と情報提供

主な取組	内容	担当課
ワーク・ライフ・バランスの意識啓発・情報提供の実施	○市民や企業に対し、ワーク・ライフ・バランスの意識啓発を行う。 ○先進的取組事例の紹介や情報提供を行う。	商工振興課 男女共同参画課
	○長時間労働の是正や育児・介護休業法などの制度内容を周知する。	商工振興課
多様な働き方の推進	○企業に多様な働き方の情報提供を行う。 ○短時間勤務やフレックスタイムなど多様な働き方を実践している企業の事例紹介や情報提供を行う。	商工振興課

②仕事と子育て・介護を両立できる環境の整備

主な取組	内容	担当課
子育て支援の充実	○未就学児の一時預かり事業、延長保育、休日保育、障がい児保育、病後児保育などを充実する。 ○放課後児童クラブの環境整備を進める。 ○私立の保育所、認定こども園等の老朽化に伴う施設改修の補助を行い、園児の安全性を確保し保育環境を充実する。 ○多様な働き方に対応した保育情報を提供するなど育児相談を充実する。 ○唐津市子ども・子育て支援事業計画を推進する。	こども家庭課

主な取組	内容	担当課
子育て支援の充実	○NPO法人唐津市子育て支援情報センターなど育児支援にかかわる団体への支援を充実する。	こども家庭課
	○安心してこどもを産み育てられるよう育児相談などを充実する。 ○電子母子手帳（からっっこアプリ）やパンフレットなどで、子育て情報を提供する。	保健医療課
介護支援の充実	○家族介護の悩みや介護サービス（在宅・施設）利用などに関する相談体制を充実する。 ○介護支援の環境を充実し、制度の情報提供を行う。	地域包括支援課 高齢者支援課

基本目標3 男女間の暴力のない社会づくり

3-1 男女間のあらゆる暴力の根絶

【施策の方向】

配偶者からの暴力（DV）、恋人等からの暴力（デートDV）等は、外部から発見が困難な家庭内や親密な関係で行われるため、問題が潜在化しやすい傾向にあります。

また、被害者の多くが女性であり、その背景には、性別等による固定的な役割分担意識や暴力を容認する意識等の社会状況があると言われてしています。

このため、すべての市民がDVへの理解を深めるとともに、若い世代へのDV予防教育を充実し、誰も被害者にも加害者にもならないための意識啓発と情報提供を一層推進します。

【具体的な施策】

①暴力防止に向けた意識啓発と情報提供

主な取組	内容	担当課
広報・啓発活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○市報、行政放送、ホームページなどを活用した情報発信を積極的に行う。 ○DVの正しい理解を促進するため、講演会や講座を開催する。 ○街頭やイベントなどで啓発物を配布し、広く市民への意識づけを行う。 	男女共同参画課
	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者や障がい者（児）のDV被害防止について、窓口での対応時に、必要に応じて、パンフレットの配付を行うとともに、ホームページ等で啓発・情報提供などを行う。 	地域包括支援課 障がい者支援課
	<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画コーナーを常設し、関連図書の展示・貸出を行う。 ○関連する出版物を積極的に収集し、市民に紹介する。 	近代図書館
災害時・復興時の女性に対する暴力防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○出前講座や研修などで、性犯罪やDVなど、災害時・復興時の女性に対する暴力防止対策の必要性を周知する。 	危機管理防災課

②若年者に対するDV予防教育の推進

主な取組	内容	担当課
DV予防教育の推進	○佐賀県DV総合対策センターが行うDV等暴力予防教育事業を市内の小中学校に周知する。 ○若い世代に向けた啓発や情報発信を行う。	男女共同参画課 学校教育課
	○小学校高学年や中学生などに、デートDV防止の啓発を行う。	学校教育課

3-2 相談体制の整備と被害者支援の充実

【施策の方向】

DVの被害者は、女性だけでなく、男性や性的マイノリティの人、外国人等も含まれています。また、中学生・高校生等の若い世代のDV被害もあります。このため、誰もが安心して相談できる体制の整備と相談窓口の周知に取り組みます。

また、緊急時の被害者支援には、関係機関との連携による安全な避難場所の確保が必要です。被害者情報の徹底管理と二次被害の防止に向けて、従事する職員の意識向上にも取り組みます。

さらに、DV被害者の自立した生活の支援には、仕事や住宅、生活費の確保、こどもの就学問題等、多くの分野に課題がまたがり様々な手続きが必要となります。このため、関係部署が連携して被害者の自立に向け、精神的な支援も含め、包括的な支援を行います。

【具体的な施策】

①相談窓口の周知と相談体制の整備

主な取組	内容	担当課
相談窓口の周知	○唐津市女性総合相談窓口を市ホームページ、市報、リーフレットなどで周知する。 ○佐賀県DV総合対策センターが設置している女性・男性・性的マイノリティのDV被害者や、加害者全般の相談窓口を市ホームページや市報、リーフレットなどで周知する。 ○国や関係機関が作成した外国人向けのリーフレットなどを配布して、相談窓口を周知する。	男女共同参画課

主な取組	内容	担当課
相談窓口の周知	○児童相談所や庁内の部署と連携して、DVや児童虐待などの相談窓口を周知する。	こども家庭相談室 男女共同参画課
	○佐賀県多文化共生さが推進課や公益財団法人佐賀県国際交流協会、市内の日本語教室と連携して、外国人市民に対しDV防止の相談窓口を周知する。	地域づくり課
あらゆる人に対する相談体制の充実	○プライバシーの確保に配慮して、被害者が安心して相談できる体制を充実する。 ○相談内容に応じて迅速かつ適切に対応できるように支援員の資質向上に努める。 ○日本語での相談が困難なときは、佐賀県や民間団体と連携し、外国語での相談に対応可能な相談窓口へとつなぐ。 ○児童虐待の通告からDV発見につながるケースが増加しているため、こどもとその家庭等に専門的な支援を総合的かつ継続的に行う体制を整備する。	こども家庭相談室
	○こどもの発達に伴う様々な困りごとや悩みに対応した相談窓口につなげるなど、乳幼児期の相談体制を充実する。 ○乳児全戸訪問、養育訪問で子育ての状況を把握し、適正な相談対応と支援を行う。 ○妊娠期からDVや虐待の予防につなげるため、妊娠届出時に支援者の有無や心身の問題など、子育て環境の聞き取りを十分に行い、必要に応じて継続した相談対応などを行う。	保健医療課

※DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、明確な定義はありませんが、日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多いです。ここでは、高齢者、障がい者（児）等に対する「虐待」とは区別し、パートナーまたは元パートナー（高齢者、障がい者（児）等のパートナーまたは元パートナーを含む。）間の暴力についての取組を記載しています。ただし、こどもへの虐待については、こどもの目の前で行われる夫婦喧嘩等（面前DV）とも関連が深いため記載しています。

②被害者の安全確保の徹底

主な取組	内容	担当課
情報の管理意識の向上	○「DV被害者関連窓口用手引き」の更新と活用を徹底する。 ○被害者情報の管理徹底と二次被害防止のため、職員を対象とした研修を実施する。	男女共同参画課
	○学校や保育所・認定こども園・幼稚園など関係機関との情報共有に当たっては、被害者とこどもの情報管理を徹底する。	こども家庭相談室 学校教育課
安全確保の周知	○被害者の個人情報保護を徹底する。 ○被害者に本人通知制度や支援措置について説明する。 ○本人通知制度を市報や市のホームページなどで周知する。	市民課

③被害者支援の充実

主な取組	内容	担当課
公営住宅応募における入居資格の優遇措置	○被害者が公営住宅を申し込む際、入居資格審査の優遇措置を行う。	建築住宅課
こどもへの配慮や支援	○被害者のこどもが保育所などへの入所や学校への就学及び転校するときは、情報伝達を徹底するなど十分に配慮するとともに、円滑に就学や保育を受けることができるよう配慮し、就学援助などの支援を行う。	こども家庭相談室 学校支援課
	○特に県外から避難した被害者で、妊婦や乳幼児を抱えている人の個人情報守秘の徹底や健康診査、予防接種、育児相談などが適切に受診できるように配慮する。	保健医療課
就業支援制度に関する情報提供	○支援員（母子・父子自立支援員）による就業や職業訓練の情報提供など、自立に向けた相談に対応する。	こども家庭相談室

3-3 被害者の保護・支援に向けた関係機関との連携強化

【施策の方向】

DV被害者の早期発見のためには、被害者を発見しやすい立場にある医療機関や保健、福祉、教育機関等の協力が必要不可欠です。様々な立場にある人が、DV被害に気づき、関係機関に情報提供や通報を行う体制が正しく機能するよう連携を図ります。

また、DV被害者にとって最善の支援を円滑に行うため、被害者の意思を尊重しながら、関係機関が共通の理解と認識を持ち、相談・保護・自立という段階に応じた切れ目のない支援を連携して行います。

【具体的な施策】

①関係機関との連携強化

主な取組	内容	担当課
関係機関との連携体制強化	<ul style="list-style-type: none"> ○県や関係機関等と連携し、情報交換、ケース検討などを行いながら実態の把握に努め、様々なケースに対応する。 ○相談内容に応じて、迅速で適切に対応できるよう、児童相談所、警察などの関係機関や民間団体などと情報の共有や協力体制を強化する。 ○緊急時や夜間の相談には、警察や女性相談支援センターと連携するとともに、被害者に関する情報を共有し、一時保護施設に入所するまでの被害者やその子どもなどの安全を確保する。 	こども家庭相談室
	○庁内関係部署間の情報交換や検討会議を年1回以上行い、連携体制を強化する。	男女共同参画課
	○専門の相談機関との連携を強化し、アルコールや薬物依存と関連した相談を適切な機関につなぐ。	保健医療課
苦情に対する適正な対応	○相談・保護・支援を行う職員の対応などに被害者から苦情が寄せられたときは、適切な対応に努めるとともに庁内での情報共有と必要に応じた改善を行う。	こども家庭相談室

基本目標4 安全・安心な社会づくり

4-1 地域防災における男女共同参画の推進

【施策の方向】

これまでの大規模災害の避難所生活では、平常時の固定的な性別役割分担意識が反映され、炊き出し等の女性の負担が大きかったことや性別により異なるニーズや状況への配慮が行き届かなかったこと等が指摘されています。

「唐津市地域防災計画」(2023(令和5)年8月改訂)において、「男女共同参画の視点に立ち、防災を進めるための防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性参画の拡大等、男女双方の視点からの防災体制の充実に努める」とあることから、地域防災の推進に当たり、性別等にかかわらず責任と役割をもって取り組むため、男性の視点に偏りがちな防災分野について、女性の視点の反映や女性の積極的な参画の促進に努めます。

【具体的な施策】

①男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

主な取組	内容	担当課
市民の防災体制の構築の奨励や支援	○自主防災組織の設立や活動を支援する中で、出前講座などを通して、自主防災組織における男女共同参画の視点の必要性の周知に努める。	危機管理防災課
多様なニーズに配慮した避難所運営と物資の整備	○女性の専用物干し場、更衣室、授乳室及び男女別トイレの設置、生理用品・女性用下着(女性による配布)など、女性や子育て家庭に配慮した避難所運営に努める。	危機管理防災課
地域防災における男女共同参画の必要性の啓発・情報提供	○男女共同参画の視点を取り入れた、避難所運営のマニュアル作成や地域防災計画の周知を行う。	危機管理防災課
災害時・災害復興時の男女共同参画の取組に関する調査と情報収集	○国、県や他の自治体及び民間の調査機関の調査結果や事例などを活用し、災害時・災害復興時の取組について情報収集し、関係課に周知する。	男女共同参画課

②防災分野への女性の参画促進

主な取組	内容	担当課
消防団への女性の参加促進の啓発	○予防活動、後方支援、避難所運営など活動の内容を具体的に周知しながら、消防団への女性の参加促進に向けた広報を行う。	地域消防課
防災分野への女性の積極的参加の啓発	○自主防災組織などへの女性の参画促進に努める。 ○自主防災組織による防災訓練や防災リーダー研修会などへの女性の参画の促進に努める。	危機管理防災課

4-2 生涯を通じた心身の健康支援

【施策の方向】

本市では、市民に対する各種健（検）診や相談・指導等、生涯にわたる健康づくりを計画的に実施していますが、女性の心身の状態はライフステージ^(※)により大きく変化するとともに、妊娠・出産等に直面する際は特に留意する必要があります。また、男性は、性別役割分担意識の影響により、仕事の重圧や弱音の吐きづらさ等、精神的に孤立しやすいといわれています。男性が抱える不安や生きづらさを緩和するための配慮も求められます。

このため、性別等にかかわらず相談支援体制を強化することで、生涯にわたる健康の維持・増進を支援するとともに、女性においては、妊娠・出産期に関する支援に取り組みます。また、女性の「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ^(※)）」の視点も含めた正しい知識と情報を得るための啓発や相談支援に取り組みます。

【具体的な施策】

①性の違いに応じた心と身体健康づくりの推進

主な取組	内容	担当課
身体健康づくりの場の確保	○生活習慣病予防のための、健康づくりを推進する。	保険年金課 保健医療課
特定健康診査などの各種健康診査の受診促進、特定保健指導の参加促進	○がん検診の受診を促進する。	保健医療課
	○特定健康診査の受診を促進する。 ○特定保健指導の参加を促進する。	保険年金課
	○生活習慣病重症化予防のための保健指導を充実する。	保険年金課 保健医療課

主な取組	内容	担当課
健康相談の充実	○定期的に健康相談会を開催する。	保健医療課
薬物乱用防止対策の充実、喫煙・飲酒の人体への影響に関する知識の啓発	○広報誌やホームページなどを活用して人体への影響を啓発する。	保健医療課
メンタルヘルスケア、心の病を予防する対策の充実	○ゲートキーパーや民生・児童委員など地域での連携・協力による自殺予防の取組を行う。	保健医療課
県、医療、福祉、労働の各関係機関の連携強化と情報共有	○健康づくり推進協議会や健康づくりネットワーク会議等、関係団体等との連携強化と情報共有を進める。	保健医療課
健康づくりイベントの開催	○生活習慣病予防のため、各年齢層の体力に応じたスポーツ大会を開催し、市民の体力向上と健康づくりを推進する。	スポーツ振興課

②妊娠・出産に関する理解の促進

主な取組	内容	担当課
男女ともに妊娠、出産、産後への理解を深めるための意識啓発	○同居家族にも妊娠・出産・育児に関して理解を深めてもらうために、意識啓発を行う。 ○身体的にリスクが高い妊婦とパートナーを対象に妊娠届出時の面談や、訪問による指導を行い妊娠期から協力してセルフケアに取り組めるよう啓発を行う。 ○リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の周知を行う。	保健医療課
妊娠・出産・育児に関する相談・保健指導・健診の充実	○母子健康手帳交付時に妊娠・出産・子育てに関する不安や悩み等を気軽に相談支援できる体制の周知を図るとともに、相談、保健指導を行う。	保健医療課
周産期医療体制の充実	○妊娠後期から産後（新生児早期）までの周産期医療体制を充実し、母親とこどもの健康を守る。	保健医療課

4-3 誰一人取り残さないための支援

【施策の方向】

現在の社会情勢として、核家族化が進んで共働き家庭が増加する中、家庭における子育て、介護・介助の負担が女性に多いことを考え、子育て・介護・障害福祉サービス等の充実に努めます。また、ひとり親家庭の自立に向けた支援を行います。

このほか、外国人市民が、必要な情報を入手し、安心して地域で暮らせるよう、多文化共生の取組を進めます。

また、性的マイノリティとされる人たちは、周囲の無理解や偏見等により差別的な言動に苦しみや生きづらさを感じていることがあります。このため、本市においても、性的マイノリティに関する理解を進め、性的指向^(※)や性自認にかかわらず互いに認め合えるまちづくりを進めます。

【具体的な施策】

①様々な状況にあっても安心して暮らせる環境の整備

主な取組	内容	担当課
生活に困難な問題を抱える人への支援	○生活上の様々な困難を抱える人に対し、生活自立支援センター相談支援員が親身に相談を受け、関係機関と連携し、困難解消に向けた包括的な支援を行う。	生活保護課
ひとり親家庭の自立支援	○ひとり親家庭の生活の安定のため、就職に有利な資格取得に支援を行う。 ○ひとり親家庭の児童の進学、就職等資金の貸付けの支援を行う。	こども家庭相談室
ひとり親家庭の居住支援	○ひとり親世帯の優先入居（抽選回数2回）を実施する。	建築住宅課
高齢者が安心して暮らせる環境づくり	○高齢者の生活支援体制を整備する。 ○高齢者の見守り体制づくりを推進する。	地域包括支援課 高齢者支援課
	○高齢者の生きがいづくりに努め、社会参加を促進する。 ○在宅福祉サービスや施設介護の充実など、介護支援体制の充実に努める。	高齢者支援課
障がいのある人が安心して暮らせる環境づくり	○障がいのある人の生活を支援するとともに、その家族の身体的・精神的負担も軽減し、地域での生活を支援する。 ○専門の相談員（社会福祉士、精神保健福祉士等）が必要に応じて関係機関と連携し、サービスや機関・施設・関係団体や専門家などの社会資源の利用援助、情報提供などを行い、社会参加や自立を支援する。	障がい者支援課

主な取組	内容	担当課
障がいのある人が安心して暮らせる環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急時の対応や、障がいのある人が単身であっても地域で安心して生活できるよう、「地域生活支援拠点等」の整備を進める。 ○聴覚障がいのある人に対しては、手話通訳や要約筆記で対応するなど、あらゆる障がいの特性に応じた相談体制を充実する。 	障がい者支援課

②あらゆる人の人権尊重と理解の促進

主な取組	内容	担当課
啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○「同和問題啓発強調月間」、「人権週間」に広報活動、講演会、パネル展、懸垂幕設置などを実施する。 ○企業の社内研修などに講師を派遣して企業の人権意識を高める。 	人権・同和対策課
人権研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○あらゆる人権問題の正しい理解と認識及び解消に向けて、社会・同和教育指導員による講座等を活用しながら啓発と情報提供を行う。 	生涯学習文化財課
多文化共生社会の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○多様な文化への理解を深めるための多文化共生や国際交流に関する事業を実施する。 ○外国人市民が、必要な生活情報を入手でき、暮らしやすい地域づくりを推進する。 ○市役所窓口等において、やさしい日本語や多言語対応を進め、外国人市民が相談や行政手続きがしやすいように配慮する。 	地域づくり課
性的マイノリティに対する周知と理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ホームページ、広報誌等を通じた啓発活動を行い、性的マイノリティに対する理解を促進する。 ○学校教育や生涯学習等において、性的マイノリティに関する理解を深める場や機会を提供する。 ○「唐津市パートナーシップの宣誓の取り扱いに関する要綱」に基づきパートナーシップ制度^(※)を運用し、性的マイノリティの人たちが暮らしやすい環境づくりに努める。 	学校教育課 生涯学習文化財課 人権・同和対策課
相談窓口の周知	<ul style="list-style-type: none"> ○法務局が設置する人権相談や、佐賀県DV総合対策センターが設置する性的マイノリティに関する相談窓口を、市ホームページや市報などで周知する。 ○民間の支援団体の情報提供を行う。 	人権・同和対策課

4-4 困難な問題を抱える女性への支援

【施策の方向】

女性をめぐる課題は、性暴力・性犯罪被害、生活困窮、家庭関係の破綻等、複雑化・複合化してきています。特に、コロナ禍においてこれらの課題が表面化したため、2022（令和4）年5月に「困難女性支援法」が制定され、2024（令和6）年4月に施行されました。本市においても、関係機関と連携して様々な困難な問題を抱える女性をサポートできるように努めます。

【具体的な施策】

①女性が抱える生活上の困難な問題への理解の促進

主な取組	内容	担当課
女性が抱える困難な問題の啓発	○女性が抱える困難な問題の背景にあるジェンダー問題に関する理解促進のための啓発を行う。	男女共同参画課

②困難な問題を抱える女性への相談支援体制の充実

主な取組	内容	担当課
相談窓口の周知と充実	○相談窓口案内カードが困難な問題を抱える女性の手が届くように設置を工夫する。 ○複雑化・複合化する女性問題に関する相談業務を継続的に実施する。 ○専門の女性相談支援員のスキル向上のための研修に参加する。 ○県の専門機関と連携し、広域的・総合的な相談支援体制の整備を行う。	男女共同参画課 こども家庭相談室

③困難な問題を抱える女性が安心して暮らせる環境の整備

主な取組	内容	担当課
ひとり親家庭の自立支援【4-3の再掲】	○ひとり親家庭の生活の安定のため、就職に有利な資格取得に支援を行う。 ○ひとり親家庭の児童の進学、就職等資金の貸付けの支援を行う。	こども家庭相談室
ひとり親家庭の居住支援【4-3の再掲】	○ひとり親世帯の優先入居（抽選回数2回）を実施する。	建築住宅課

主な取組	内容	担当課
学校や公共施設における「生理の貧困 ^(※) 」に配慮した支援	○市内小中学校や公共施設のトイレに生理用品や相談窓口案内カードを設置する。	関係各課
生活に困難な問題を抱える人への支援 【4-3の再掲】	○生活上の様々な困難を抱える人に対し、生活自立支援センター相談支援員が親身に相談を受け、関係機関と連携し、困難解消に向けた包括的な支援を行う。	生活保護課
子育てに困難な問題を抱える人への支援	○子育てに様々な困難を抱える人に対し、支援員が親身に相談を受け、関係機関と連携し、一人ひとりの状況に応じた包括的な支援を行う。	こども家庭相談室

④困難な問題を抱える女性の就労支援

主な取組	内容	担当課
生活に困難な問題を抱える女性の就労支援	○生活上の様々な困難を抱える人に対し、生活自立支援センターが関係機関と連携し、就労ができる環境の調整やその他就労につなげる支援等を行う。	生活保護課

第6章 計画の推進

1. 計画の推進体制

(1) 唐津市男女共同参画推進本部

男女共同参画の推進に関する施策は、様々な分野にまたがり、本計画をより実効性のあるものにするためには、全庁的な取組が必要です。

男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するため、全庁的に取組を進めるとともに、部長職などで組織する「唐津市男女共同参画推進本部」で、計画の進捗状況を定期的に把握します。

(2) 唐津市男女共同参画推進協議会

市民、学識経験者、社会的な貢献を行う団体等で組織し、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ効果的に推進するために設置している「唐津市男女共同参画推進協議会」で、計画の進捗状況と成果の点検を行います。

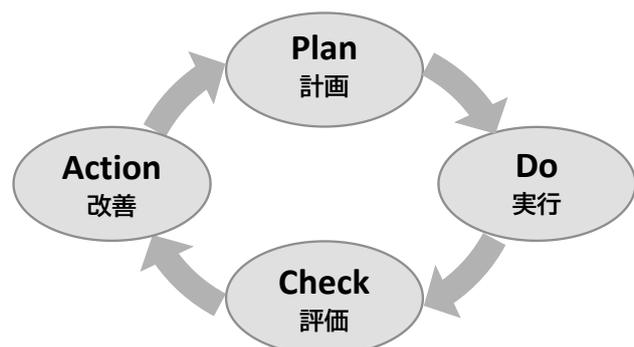
(3) 関係機関・団体等との連携

男女共同参画に係る施策を効果的に推進するため、国・県をはじめ、関係機関・団体等との連携・協力体制を一層強化します。

また、企業や市民団体等の人権にかかわる自主的な活動を支援するとともに、各団体等との連携を図り、地域の実情に応じたきめ細かな取組を進め、男女共同参画の普及・浸透に努めます。

2. 計画の管理と評価

本計画は、PDCAサイクル^(※)に基づき、毎年度、施策の実施状況や活動指標の達成度等を取りまとめ、公表します。



3. 成果指標・活動指標一覧

(1) 成果指標一覧

「成果指標」とは、本計画の施策・事業の「効果」を示す指標であり、以下に設定された目標値（5年後）に向けて、本計画の施策・事業を着実に進めていきます。

指標名	現状値	目標値 (R11年度)	出典・根拠	計画体系
基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり				
「男女共同参画社会」の認知度(意味を知っている、聞いたことがある)	69.1% (R5年度)	90%	男女共同参画社会づくりのための市民意識調査	1-1
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」など、性別で役割を固定する考え方に反対する割合(反対、どちらかといえば反対)	69.2% (R5年度)	80%	男女共同参画社会づくりのための市民意識調査	1-1
「男のくせに・女のくせに」、「男らしく・女らしく」などと性別で「らしさ」を求められたくないと思う中学生の割合	-%	100%	男女共同参画に関する中学生意識調査	1-2
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」など、性別で役割を固定する考え方に反対する市職員の割合(反対、どちらかといえば反対)	74.4% (R5年度)	100%	男女共同参画社会づくりのための市職員意識調査	1-3
市職員の管理職(課長職以上)に占める女性の割合	13.2% (R6.4.1現在)	20%	唐津市特定事業主行動計画	1-3
市男性職員の育児休業取得率	27.0% (R5年度)	(2週間以上) 85%	唐津市特定事業主行動計画	1-3
市職員一人当たりの年次休暇取得率	64.0% (R5年度)	70% (平均14日)	唐津市特定事業主行動計画	1-3

※ 現状値の把握ができていないものは「-」で表示しています。

指標名	現状値	目標値 (R11年度)	出典・根拠	計画体系
基本目標2 あらゆる分野での女性活躍の推進				
市内企業の管理職（課長職以上）に占める女性の割合	17.3% (R5年度)	25%	男女共同参画 社会づくりの ための企業ア ンケート調査	2-1
女性活躍推進の取組を進めている企業の割合	40.1% (R5年度)	60%	男女共同参画 社会づくりの ための企業ア ンケート調査	2-1
市内事業所の「女性の活躍推進佐賀県会議」会員登録数	48事業所 (R5年度)	80事業所	女性の活躍推 進佐賀県会議	2-1
女性農業委員数（全19人）	2人 (R5年度)	6人	唐津市農業委 員会	2-2
審議会等委員に占める女性の割合	38.4% (R6.3月末)	50%	唐津市公的審 議会等女性委 員登用率	2-3
「ワーク・ライフ・バランス（仕事とプライベートのバランス）が取れている」と感じている人の割合	29.5% (R5年度)	40%	男女共同参画 社会づくりの ための市民意 識調査	2-4
基本目標3 男女間の暴力のない社会づくり				
夫婦や恋人間における次のような行為を“暴力”と認知する人の割合 ①【精神的暴力】友人関係や電話を細かく監視する ②【経済的暴力】必要な生活費を渡さない ③【性的暴力】避妊に協力しない	① 50.9% ② 53.7% ③ 48.5% (R5年度)	①～③ 60%	男女共同参画 社会づくりの ための市民意 識調査	3-1
「DV」の認知度（配偶者やパートナーなど親密な関係にある（または、あった）者からの暴力のことを知っている）	84.8% (R5年度)	100%	男女共同参画 社会づくりの ための市民意 識調査	3-1

指標名	現状値	目標値 (R11年度)	出典・根拠	計画体系
基本目標3 男女間の暴力のない社会づくり				
「デートDV」の認知度（恋人など交際相手（または元交際相手）からの暴力のことを知っている）	39.1% (R5年度)	70%	男女共同参画に関する中学生意識調査	3-1
基本目標4 安全・安心な社会づくり				
消防団員に占める女性の割合	1.1% (R5年度)	2%	唐津市消防団	4-1
がんの検診受診率 (乳がん検診は2年に1回)	子宮頸がん 50.0% 乳がん 54.3% (R6.5月末)	60%	唐津市の保健事業 子宮頸がん 20～69歳 乳がん 40～69歳	4-2
特定健診実施率	36.8% (R6.6月末)	60%	唐津市国民健康保険第3期保健事業実施計画	4-2
不安や悩みのある人の相談先で「相談する相手がない」を選択する女性の割合	3.8% (R4年度)	0%	唐津市地域福祉計画市民意識調査	4-4

(2) 活動指標一覧

「活動指標」とは、本計画の施策・事業の「達成度」を示す指標であり、以下に設定された目標値（5年後）に向けて、本計画の施策・事業を着実に進めていきます。

施策の方向	指標名	現状値	目標値 (R11年度)
基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり			
(1)固定的な性別役割分担意識の解消	男女共同参画フォーラム、講演会などの参加者数	223人 (R5年度)	600人
	人権フォーラムの参加者数	77人 (R5年度)	90人

施策の方向	指標名	現状値	目標値 (R11年度)
(2)幼少期からの男女共同 参画意識の形成	男性の家事・育児・介護参画を促進する講座を開催する公民館の数	4館 (R5年度)	5館
	市民団体と連携した講座などの参加者数	195人 (R5年度)	400人
(3)市役所での取組強化	男女共同参画に関する職員研修の実施回数	2回 (R5年度)	2回
基本目標2 あらゆる分野での女性活躍の推進			
(1)職場における男女共同 参画と女性活躍の推進	女性活躍推進セミナーなどの開催数	3回 (R5年度)	年1回以上
(2)農林水産業、商工自営業における男女共同参画の推進	家族経営協定の締結数	163件 (R5年度)	170件
(3)政策・方針決定過程への女性の参画促進	唐津市女性人材バンク登録者数	31人 (R5年度)	35人
基本目標3 男女間の暴力のない社会づくり			
(1)男女間のあらゆる暴力の根絶	DV防止啓発セミナーなどの開催数	1回 (R5年度)	年1回以上
(2)相談体制の整備と被害者支援の充実	子ども家庭支援員及び虐待対応専門員、母子・父子自立支援員に関する研修の受講	11回 (R5年度)	13回
基本目標4 安全・安心な社会づくり			
(1)地域防災における男女共同参画の推進	自主防災組織、住民向け防災説明会等実施	40回 (R5年度)	30回
(2)生涯を通じた心身の健康支援	糖尿病型(HbA1c6.5%)の人への保健指導実施率	77.3% (R5年度)	80%
(3)誰一人取り残さないための支援	公民館などでの人権研修・講座の開催数	115回 (R5年度)	120回
(4)困難な問題を抱える女性への支援	相談窓口案内カードの設置施設数	114施設 (R5年度)	300施設